

明石歩道橋事故

(最決平成 28 年 7 月 12 日刑集 70 卷 6 号 411 頁)

小島 秀 夫

本稿は、2021 年 12 月 15 日に開催された大東文化大学法学研究所第 88 回研究会にて報告した内容を簡潔にまとめたものである。報告では、兵庫県明石警察署副署長が強制起訴された、いわゆる明石歩道橋事故最高裁決定について検討を加え、一定の私見を述べた。

本決定の意義は、業務上過失致死傷罪の共同正犯が成立する一般的な要件が最高裁で初めて具体的に示された点にある。その内容は、「共同の業務上の注意義務に共同して違反したこと」というものである。こうした要件を求める考え方は、共同義務の共同違反説と呼ばれているが、「共同義務」がどのような場合に認められるかについては、本決定で示されておらず、学説上争いがみられる。

過失の共同正犯に向けられる行動規範は、「2 人以上共同して不注意な行為をしてはならない」という内容であり、まずは、どのような場合に「共同」性が認められるかを検討する必要がある。共同性が認められるためには、各行為者が一定の結果の実現に向けて相互に拘束しあう、ある種の連帯関係ないしコミュニケーション関係が構築されていなければならないのではないだろうか。こうした観点から本決定を振り返ると、①行為者の立場や役割、②事故を防止するために要求される行為の 2 点に着目して業務上過失致死傷罪の共同正犯の成立を否定した結論は、基本的に支持できると思われる。

もっとも、過失による不作為の共犯については、故意による不作為の共犯と異なり、なぜ共同正犯が容易に認められうるのか、課題が残されている。この点を検討するにあたっては、正犯と共犯の区別基準が改めて問われることになろう。

報告内容の詳細については、松原芳博編『続・刑法の判例 総論』（成文堂、2022 年 9 月刊行予定）に掲載される予定である。あわせてご参照いただきたい。